

議案第 31 号

野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月24日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年野田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第15条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条に次の1号を加える。

- (4) 委託した場合は、速やかに野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会設置条例（平成6年野田市条例第6号）第1条の規定により設置された野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会に報告しなければならないこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

指定介護予防支援の業務の委託に係る遵守事項について、運用の実態に合わせるため、関係規定の整備をしようとするものである。

参考資料

野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

- 野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年野田市条例第13号）

改 正 案	現 行
<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第15条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(削る。)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 委託した場合は、速やかに野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会設置条例(平成6年野田市条例第6号)第1条の規定により設置された野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会に報告しなければならないこと。</u></p>	<p>(指定介護予防支援の業務の委託)</p> <p>第15条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p><u>(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会設置条例(平成6年野田市条例第6号)第1条の規定により設置された野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会の議を経なければならないこと。</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p>